



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	環境刑法における法益保護 : 環境媒体侵害の刑法的規制を中心に [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	梁, 小焯
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第15705号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91977
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Liang_Xiaowei_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称： 博士（法学）

氏名 梁 小煒

学位論文題名

環境刑法における法益保護
—環境媒体侵害の刑法的規制を中心に—

本論文では、ドイツ、中国、そして日本の3か国の環境犯罪の構成要件を研究対象として、環境媒体（水域、土壌、大気等）の侵害に関する罪における保護法益及びそれに対応する犯罪態様についての問題の解明を試みた。

序章では、「公害犯罪」と「環境犯罪」との相違を明確にした上で、本稿の問題意識を提示した。外部環境に排出する汚染が人間の生命、身体を危殆化するという伝統的な公害犯罪とは異なり、現在の環境犯罪は地球生態系としての自然環境の維持に直接対処するものである。そこで、提起された問題は、自然環境そのものが環境犯罪の保護法益となり得るか、また、刑法上それがどのように保護されるべきかというものである。

第1章では、ドイツ刑法上の環境犯罪について検討を行った。まず、自然環境侵害の罪の保護法益に関する各見解を列挙し分析した。そのうち、伝統的な個人的法益を基礎とする「人間中心主義」と、現世代及び未来世代の人間の生活基盤という環境法益の維持を目指す「折衷的生態・人間中心主義」との間の対立をめぐる検討に重点を置き、その背後には保護法益の内容の論争が存在するということが明らかとなった。人間中心主義を支持する一元・人格的法益論は、人間の自由な発展の「基本的外部条件」の要保護性を否定するという点に疑問がある。これに対して、二元的法益論によれば、集合的法益は個人の法益に還元される必要はなく、その存在的側面と価値的側面が確認される限り合法的であると認められ、そしてこの立場こそが支持されるべきである。環境財は現実的客体として存在的側面を備え、かつ、限りある生存・発展条件として価値的側面も備えている（基本法20a条がその憲法的根拠である）。ゆえに、環境法益の保護を支持する折衷的生態・人間中心主義は合理的である。

次に、ドイツ刑法324条「水域の汚染」を素材として、環境媒体の侵害の犯罪態様を検討した。従来の「侵害犯」は環境法益の侵害プロセスの対処に限界があり、別方向からの解釈が必要である。そこで、行為と法益侵害との間の事実的な因果性が欠けるものの、大規模な危険を防止する観点から、同種行為による「現実的な蓄積効果」を予防するべきだという「蓄積犯」の構想が支持されるべきである。そして、軽微性の原則に鑑みて、個別の蓄積寄与への刑法的規制は不法の「重大性のハードル」を考える必要があること、環境媒体の侵害について、「環境の自浄力」の程度が可罰的不法の基準となり得るが、これはなお不明確であり、さらに具体化されるべきであること、そして、水域汚染罪の場合、水域外部の影響要素を考慮し、「動植物存続を侵害し得る」水域汚染を刑法上許されない蓄

積寄与と評価することがあり得るということを明らかにした。

第2章では、中国刑法上の環境犯罪について検討を行った。中国憲法51条における「国家的、社会的、集団的利益」の保護の要請は集合的法益の保護根拠となり得るので、第1章で述べた、人間社会の存続のための自然環境という集合財を保護法益として把握する折衷的生態・人間中心主義は、中国の環境刑法にも適用し得るということが明らかとなった。このように、中国刑法338条「環境汚染罪」の保護法益は自然環境そのものであり、その価値的側面はドイツの場合と同様に、現世代と未来世代の基本的生存・発展条件の維持にあるといえる（国家の環境保護義務に関する中国憲法26条1款がその憲法的根拠である）。そして、環境汚染行為の犯罪態様を検討する際に、第1章で述べた蓄積犯の構想が適用し得るということを明らかにした。環境汚染行為の「重大性のバードル」については、中国に特有な司法解釈がすでに可罰的な汚染行為や汚染規模の態様を提示しているので、重大な蓄積寄与の明確性には問題がないということを示した。

第3章では、日本刑法上の環境犯罪について検討を行った。日本の多くの環境刑罰法規は「生活環境」を保全対象としているが、この「生活環境」の保護は「自然環境」の保護を排斥するものではない。不特定多数の個人の利益に関する公共危険罪を除き、「社会的・国家的法益に対する罪」では、個々の人間の代わりに、自由な発展に資する存在としての公共的生活基盤を第一義的な保護財とすることができるので、自然環境それ自体は集合的法益の一種として、環境侵害に関する刑罰法規の保護対象となり得る。その要保護性については、環境財の価値的側面である「未来世代を含む人類の生存と発展の保障」は、日本国憲法25条の生存権及び13条の幸福追求権から導き出されるということが明らかとなった。

そして、廃掃法16条の「不法投棄罪」を手がかりに、環境媒体の侵害の犯罪態様を検討した。その際、主に蓄積犯適用の試論を行った。不法投棄罪の場合では、廃棄物の不法投棄行為が環境負荷であるとするのであれば、生態学的法益への「蓄積危険」のある行為と評価することができる。その上で、「みだりに廃棄物を投棄する」という構成要件の適用範囲はあまりにも幅広いので、蓄積構成要件と軽微性の原則とを調和させるために、刑罰的処罰に値する不法投棄行為は、社会的に認容される不法の程度（環境の自浄力の程度）を越えるべきである。蓄積寄与の「重大性のハードル」を具体化する基準としては、前述したドイツと中国での検討が参考となり得るということを明らかにした。

第4章では、主にそれまでの考察を総括し、日本法への示唆及び残された課題を論じた。日本法への示唆としては、具体的には、第1に、保護法益の内容については、一元的・人格的法益論の解釈方向には限界があるということが明らかとなった。それゆえ、環境犯罪のみならず、社会的・国家的法益に関する他の犯罪の場合も、公共的制度や社会的基盤等それ自体の要保護性（集合的法益としての適格性）は、個人的法益に還元する代わりに、それぞれの価値的基盤（及びその憲法的根拠）と存在的基盤についての検証によって判断されるべきである。そして第2に、刑事罰の過度の適用を制限するために、環境犯罪の構成要件の適用範囲を一定の基準により具体化すべきだということを示した。社会上忍容され得る限度に相応しい「重大性のハードル」を見出さなければ、刑事罰の「比例原則」に違反するおそれがあるからである。

また、残された課題としては、一国の環境刑法の域外の適用の問題、及び環境犯罪の刑罰制度の整備という将来の課題を提示した。